

尊重しあい豊かな人間性を育むために ～「トライアングル」プロジェクト～

夏休みが終わり、学校は活気が戻ってきていることと思います。一方で、勉強や人間関係への不安などから夏休みが終わったことを辛く感じている児童生徒もあるかもしれません。夏休み中にケガや病気、家庭の様々な事情など、児童生徒にとって何らかの変化もあるかもしれません。長期休業明けの児童生徒の様子を丁寧に見ていただきたいと思います。

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、切れ目ない様々な連携が求められているところです。

教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されています。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策についての検討をするため、文部科学省と厚生労働省による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトが発足しました。

今月は、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトについて紹介します。

1 教育と福祉の連携や保護者支援の現状について

「トライアングル」プロジェクトにおいては、教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある子供への支援を行う関係団体から、現状の課題や取組について報告を受け、以下のような課題が確認されています。

(1) 教育と福祉の連携に係る課題

- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

(2) 保護者支援に係る課題

- ・ 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。
- ・ 保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけるのに苦労することがある。
- ・ 周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、保護者が孤立感・孤独感を感じてしまう場合がある。

このような課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、次のような方策が立てられ、各機関では、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの充実を図られているところです。

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

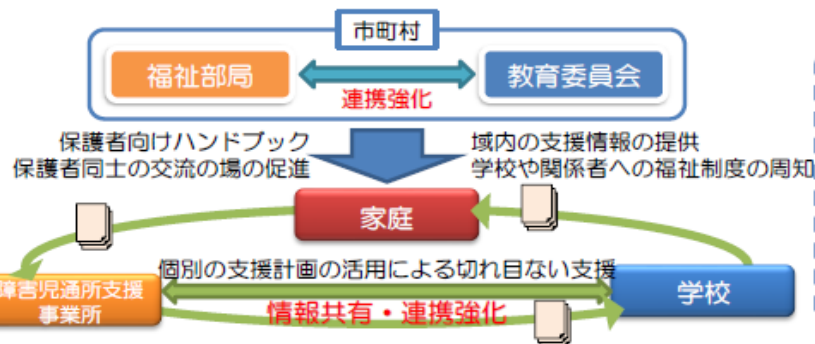
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

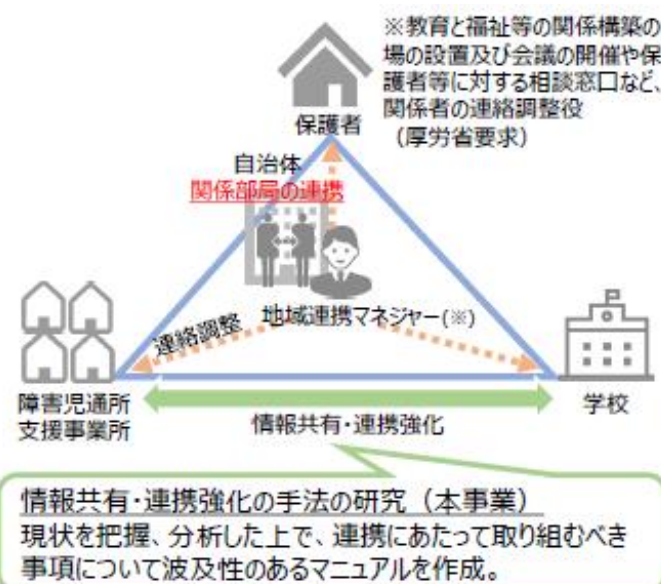
・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

2 教育と福祉との連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっています。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要です。

このため、今後、国においては、文部科学省と厚生労働省が連携して、以下に示す教育と福祉の連携の促進等に取り組むよう進められています。



(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所

等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けるよう促すこと。その際、各地方自治体は、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会や教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等においては、個別指導計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等との連携の仕組みを構築する。

両者で共有すべき情報や、日々の引継ぎの方法、引継ぎの実践例、緊急時の対応、個人情報取扱いなどの連携の方策について、円滑に実施できている地方自治体の好事例を周知し、家庭・教育・福祉が情報共有できる仕組みの例を示すこと。

また、例えば学校の敷地内において障害児通所支援事業等を実施するなど、教育と福祉が密接な連携を行っている事例の把握等を行うこと。

さらに、放課後等デイサービスと学校との連携方策についてより明確化するなど、更に質の高いサービスの提供に向けて「放課後等デイサービスガイドライン」を改定すること。

(4) 個別の支援計画の活用促進について

障害のある子供が、乳幼児期から就労にいたるまで、切れ目なく支援を受けることができるよう、個別の支援計画を活用して教育・福祉等の関係部局や関係機関が連携し、支援に係る情報を適切に引き継いでいく仕組みを構築すること。

特に、個別の支援計画のうち教育機関が中心となって作成する「個別の教育支援計画」については、学習指導要領により作成・活用が促されているが、各学校と保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して作成されるよう、学校教育法施行規則の一部が改正された。それに伴い、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含めた一貫した支援がより一層組織的・継続的かつ計画的に進められるよう、「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たっての保護者や関係機関の参画を促すこと。

学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

1 趣旨

平成 30 年 3 月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

2 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする

○上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒 及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第 140 条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

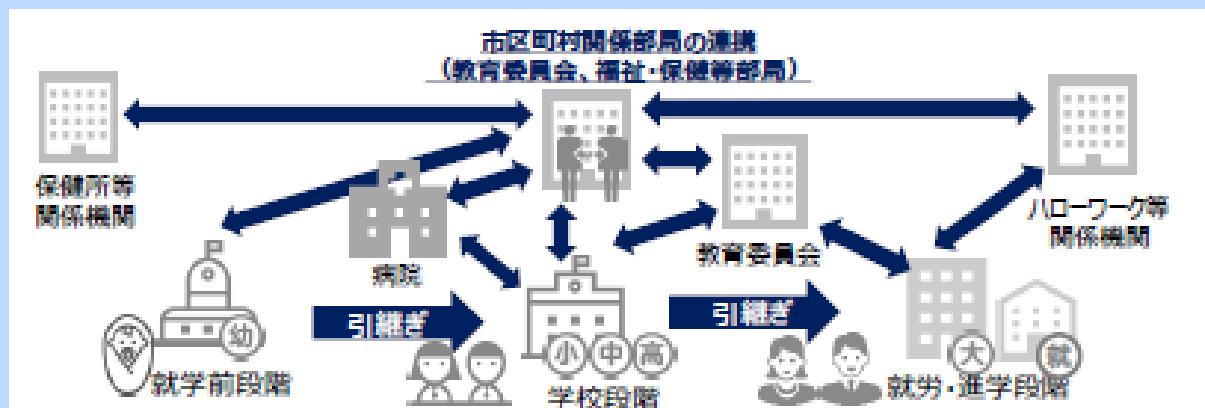
I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から進学・就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で

、その内容が適切に引き継がれる仕組みの整備

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備
- ・上記取組における普及啓発



3 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であり、国により、各地方自治体に対し、相談窓口の整備や保護者支援ための分かりやすいハンドブック等の作成を促すなど、以下に示す支援等に取り組まれています。

(1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、これを踏まえ、国は、各地方自治体に対し、相談窓口を一元化している自治体の好事例を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局、教育センターや保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいか分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の3(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成し、周知するよう促すこと。

各地方自治体がハンドブックを作成する際には、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

障害のある子供の保護者にとっては、他の保護者と悩みを共有したり、成人した障害者から幼児期の様子や成長の過程、親としての関わり方などを聞いたりすることが支えになり、孤立感・孤独感から解放され、子供にも良い影響を与えることがある。

各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談や教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

各都道府県は、相談支援専門員が受講する障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

4 兵庫県の取組

兵庫県においては、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための兵庫県特別支援教育第三次推進計画が策定し、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）」からなる『縦横（タテヨコ）連携』を推進しているところです。

そのためには、一貫した切れ目ない相談・支援体制の構築を進めなければなりません。県内の相談支援体制については、毎年、市町特別支援連携協議会から教育事務所単位に設置している地域特別支援連携協議会を通じて、県レベルの広域特別支援連携協議会へ報告され、検証します。そこで、学識経験者等から助言を受けたことは、各地域・市町に伝達され、次年度の取組に生かすというPDCAサイクルによる評価改善を図っているところです。

児童福祉法の改正により、放課後等デイサービスによる福祉サービスを利用する児童生徒が増加しています。（平成 26 年度 4,615 人/月 → 平成 30 年度見込み 9,716 人/月）。教育委員会と保健福祉部局が連携した取組が進んではいますが、サポートファイルと個別の教育支援計画との整合等、学校と関係機関等が十分情報を共有できていません。

文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告（平成 30 年 3 月）を踏まえ、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、個別の教育支援計画について、保護者や医療、保健・福祉、労働等の関係機関等との連携を一層推進することが示されました。推進方策として、今年度は、「トライアングルプロジェクト」実践研究事業を次のように実施しています。

- 家庭と教育と福祉との連携による一貫した支援を推進するため、国の「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の報告（H30.3）を踏まえた、モデル研究を実施する。
- モデル研究の成果を普及し、切れ目ない支援体制を整備する。

【取組例】

- 教育委員会や学校園は、本人・保護者を中心に据えて、医療、保健・福祉、労働等の関係機関と効果的な支援を共有する仕組みを構築する。
- 学校園は、保護者の同意を得て、放課後等デイサービス等、福祉事業所における効果的な指導・支援について、情報を共有するケース会議を設ける。

縦横（タテヨコ）連携のイメージ図



各都道府県においても、各課題に対する方策への取組が進められています。教育と福祉において、それぞれに担当窓口を決め、連携の内容や方法、個別の教育支援計画（保護者同意を要する）、緊急時の対応など、事前に確認すべき内容を記載した「連絡シート」の作成や、日々の引継を記録するための関係者共有の連絡ファイル（ノート）の活用等がされています。特別支援連絡協議会やケース会議等も開催され、連携の充実化が図られています。また、相談窓口の一元化の実践例として、発達・相談支援センターが設置され、発達や教育に係る相談・支援の窓口が一本化された相談支援体制の整備が進められている場合もあります。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行わなければならない」とされています。

このように今後、支援を必要とする子供やその保護者が、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉については、様々な工夫と実践、検討を重ねながら、縦軸（時間軸）と横軸（施策の範囲）の両面でより一層の連携の充実が期待されています。

〈参考資料〉

- 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～（報告概要） 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム（文部科学省） 平成 30 年 3 月 29 日
- 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告～障害のある子と家族をもっと元気に～（報告） 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム（文部科学省） 平成 30 年 3 月 29 日
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知） 文部科学省 厚生労働省（30 文科初第 357 号障発 0524 第 2 号） 平成 30 年 5 月 24 日
- 同（別添 2） 教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例①（徳島県）
- 同（別添 3） 相談窓口一元化の実践事例①（東京都日野市）
- 同（別添 4） 参考 1 宇都宮市「発達障がいをもっと正しく理解しよう！（乳幼児期編）」（厚生労働省）
- 同（別添 4） 参考 2 富山県「ひとりじゃないよ（学齢期）発達障害支援ハンドブック」（厚生労働省）
- 同（別添 4） 保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント
- 同（事務連絡） 保護者向けハンドブックのひな型について（厚生労働省）
- 同（事務連絡） 保護者向けハンドブックのひな型（厚生労働省）
- 全国特別支援学校長会「トライアングル」プロジェクトについて 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 資料 平成 30 年 11 月 26 日
- 学校教育法施行規則学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知） 文部科学省（30 文科初第 756 号） 平成 30 年 8 月 27 日
- 第 1 回 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト会議【平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）開催】丹羽文部科学副大臣・高木厚生労働副大臣ご挨拶及び記

者会見（YouTube）

- 第 2 回 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト会議【平成 30 年 1 月 30 日（火曜日）開催】丹羽文部科学副大臣・高木厚生労働副大臣ご挨拶（YouTube）
- 第 3 回 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト会議【平成 30 年 3 月 29 日（木曜日）開催】丹羽文部科学副大臣・高木厚生労働副大臣のご挨拶（YouTube）
- 兵庫県特別支援教育第三次推進計画 （平成 31 年 3 月） 兵庫県教育委員会事務局 特別支援教育課